

日本古代の兵庫と鞠智城

林 奈緒子

はじめに

鞠智城は、発掘調査の成果により、広大な敷地面積や、その内部及び周囲に造られた様々な建造物が明らかになつてきているが、一方で関連する文献史料は少なく、奈良時代に一点、平安時代に四点の記事がみえるのみである。加えて、そのうちの後者の史料は、全て兵庫に関わるものとなつていて、

甲申、令_三大宰府繕治大野・基肄・鞠智三城。

(『続日本紀』文武二年(六九八)五月甲申条)

丙辰、肥後国言、菊池城院兵庫鼓自鳴。

(『日本文德天皇実録』天安二年(八五八)閏二月丙辰条)

丁巳、又鳴。

(『同右』同年同月丁巳条)

己酉、大宰府言、去五月一日、大風暴雨、官舍悉破、青苗朽失。
九国ニ嶋盡被損傷。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉
十一字火。：

(『同右』同年六月己酉条)

十六日丙午、豊前国八幡大菩薩宮前殿東一神功皇后御前懸、無故破裂、成_二九十片_一。破裂之時其鳴如_二續細声_一。又肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴。

(『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月一六日条)

兵庫については、律令において、中央に左右兵庫と内兵庫が規定され、また諸国にも軍団の軍器の倉庫としての兵庫が規定されている。しかし、古代の兵庫については不明な点も少なく、研究もあまりなされていない。特に、地方の兵庫のあり方は、これまでの研究であまり触れられてこなかつた。したがつて、数少ない文献史料のほぼ全てに兵庫が登場する鞠智城を深く理解するためには、古代の兵庫について検討することが必要ではないだろうか。

そこで、律令格式といつた法制史料や、六国史、発掘調査の成果を用いて、古代における兵庫、特に中央と地方の兵庫の制度・実態を明らかにしたい。また、鞠智城の所在する西海道においては、大宰府とその管内諸国、という統轄関係が存在していることが特徴的である。したがつて、大宰府と管内諸国の兵庫の機能や実態について検討することにより、鞠智城の兵庫と鞠智城そのものの意味を考えてみたい。

一. 制度面における中央と地方の兵庫

(一) 令制における兵庫

養老令には、職員令・考課令・軍防令に兵庫に関する規定が見える。まず、中央に関する規定からみていく。

左兵庫（右兵庫准レ此）

頭一人。〈掌、左兵庫儀仗・兵器、安置得所、出納、曝涼、及受

レ事覆奏事。〉助一人。大允一人。少允一人。大属一人。少属一人。

使部廿人。直丁一人。

(養老職員令六四左兵庫條)

内兵庫 正一人。〈掌准_二兵庫頭。〉佑一人。令史一人。使部十人。直丁一人。

(同令六五内兵庫條)

慎_二於曝涼、明_二於出納、為_二兵庫之最。〈謂、助以上。〉

(養老考課令二九最(兵庫)条)

これらの規定からわかるように、令制下では中央に左右兵庫と内兵庫という官司と倉庫が置かれ、その中に収納されている儀仗や兵器を慎重に曝涼し、誤りなく出納することが官人（特に長官と次官）の第一の任務とされていた。さらに庫内に安置し、出納等の勅を受けた長官が天皇に確認のために奏上することもこれら官司の任務であった。なお、兵庫という建造物そのものに関しては、義解が左右衛士府の掌る衛士の差科について、衛士を兵庫や大蔵に差配することを例に挙げている（一）ことから、衛士が守衛したものと考えられる。一方で、兵庫内に収納されている儀仗や兵器に関しては、左右・内兵庫以外にも関係する官司が規定されている。

兵部省〈管司五。〉

卿一人。〈掌、内外武官名帳、考課、選叙、位記、兵士以上名帳、

朝集、祿賜、假使、差_二發兵士_一、兵器、儀仗、城隍、烽火事。〉

大輔一人。少輔一人。大丞一人。〈掌、准_二式部大丞。〉少丞二人。

〈掌同_二大丞。〉大録一人。少録三人。史生十人。省掌二人。使部

六十人。直丁四人。

(養老職員令一四兵部省條)

造兵司

正一人。〈掌、造_二雜兵器、及工戸々口名籍事。〉佑一人。大令史一人。少令史一人。雜工部廿人。使部十二人。直丁一人。雜工戸。

(同令二六造兵司條)

右に挙げたように、兵部省の長官の職掌として、兵器と儀仗が規定され、また兵部省所管の造兵司では諸々の兵器を造ることが長官の職掌であると規定されている（二）。また養老軍防令四五在庫器仗条には、兵庫内の使用に耐えなくなつた兵器・儀仗は、兵部省に送つて任意に公用に充てることが定められている。穴記は左右兵庫に収納される兵器・儀仗は諸国と造兵司が造つたものであると解釈しており（三）、また令狀は、曝涼の際には左右兵庫→兵部省→太政官を経て鑰を奏請するとの解釈を示している（四）ことから、左右（・内）兵庫は兵部省の管隸する官司ではないものの、広い意味において兵部省の下に位置づけられる官司であつたと考えられる。

では、地方に設置された兵庫はどのように定められているのか。次に、地方の兵庫（特に軍団の兵庫）に関する規定をみていく。

凡兵士、人別備_二糒六斗、塙_二升_一。并当火供_レ行戎具等、並貯_レ當色庫_一。若貯経_レ年久、壞惡不_レ堪、即廻納_二好者_一。起_二十一月一日_一、十二月卅日以前納畢。毎_レ番於_二上番人内_一、取_二二人_一守掌。不_レ得_二雜使_一。行軍之日、計_レ火出給。

(養老軍防令六兵士備糒條)

右の規定によれば、地方の軍団に置かれた兵庫には、行軍に備えて兵器が収納され、それらは種類ごとに異なる倉庫に蓄えられた。また経年劣化によつて使用に耐えなくなつた物は、十一月一日

から十二月三十日の間に状態の良好な物と交換し、倉庫の守衛には上番している兵士の中から二人を取つて充てていた。そして、この次に規定される同令七備戎具条には、火（兵士十人の単位）ごと、五十人ごと、人ごとに備えるべき兵器が示され、それらは「皆令二自備」とあるように、全て兵士の自備であった。そしてさらに令の規定からは、地方の兵庫に収納された兵器の管理者として、四者が設定されていたことが知られる。軍団と国司、郡司そして兵部省である。

まず軍団には、大毅と少毅の職掌として「充備戎具」えること（養老職員令七九軍団条）が、国司には長官と次官の職掌として「器仗」と「鼓吹」が規定され（養老職員令七〇大国条）、また毎年孟冬に「簡閱戎具」することが規定されている（養老軍防令四簡閱戎具条）。そして郡司と兵部省については、次のような規定がある。

凡從レ軍甲仗、經レ戦失落者、免レ徵。其損壊者、官為修理。不經レ戦損失者、三分徵一。不レ因レ從レ軍而損失者、皆准損失処當時估価及料造式徴備、官為修理。即被水火焚漂、非入人力所レ制者、勘レ実免レ徵。其國郡器仗、每レ年録レ帳、附レ朝集使、申レ兵部。勘校訖、二月卅日以前録進。

（養老軍防令四二從軍甲仗条）

この規定によれば、国郡の器仗の収納状況について、毎年記録して文書を作成し、朝集使に付して兵部省に申上することになつてい

る。国郡の器仗が軍団の兵庫に収納されている兵器と同じものを指すか否かは後述するが、後者が前者に内包されていることは疑いないであろう。そしてこの「器仗帳」は、国司と郡司によつて作成さ

れだと考えられる。よつて、地方に設置された兵庫に収納された兵器は、国司・郡司・軍毅の管理のもと、兵部省により把握されることなつていた。

すなわち、令制下において、中央と地方の全ての兵庫に収納された兵器は兵部省によって把握され、その直接的な管理者は、中央においては左右・内兵庫であり、地方においては国司と郡司、軍毅（特に国司の方に強い権限があつたと考えられる）であつたということができる。

（二）日唐における兵庫

前節の検討では、古代日本の令制下における中央と地方の兵庫、並びにそこに収納された兵器の管理規定を見てきたが、母法である唐令では、どのように規定されていたのだろうか。すでに唐の軍制については、中央に十二衛府、地方に折衝府が設けられていたこと、折衝府は中央と辺境に集中しており、全て中央の諸衛府に分属していたこと、折衝府へ徴発される府兵は武器・衣食を自備したことなどが知られている^(五)。また、国境付近の軍事上の要地には鎮・戍が設けられ、それらは所在地の都督府や州の管轄下にあつた（礪波二〇一六）。ここでは、現在復原されている唐令には兵庫に関する記述が少ないということもあり、唐律との比較によつて検討してみたい。まず挙げられるのは、次の律文である。

諸越州鎮戌城及武庫垣、徒一年。県城、杖九十。〈皆謂有門禁者。〉越官府解垣及坊市垣籬者、杖七十。侵壊者、亦如之。〈從溝瀆内出入者、与越罪同。越而未過、減一等。余条未過準此。〉即州鎮閔戌城及武庫等門、応レ閉忘誤不レ下鍵、若

応レ開毀「管鍵」而開者、各杖八十。錯下レ鍵、及不レ由レ鑰而開者、

杖六十。余門、各減二等。若擅開閉者、各加越罪二等。即城

主無レ故開閉者、与越罪同。未得開閉者、各減已開閉一

等。〈余条末得開閉準レ此。〉

(唐衛禁律二四越州鎮戍等垣城條)

垣を越えることや門の開閉についての禁止事項と、それを破った際の量刑を規定したものである。この律文は、日本では次のように継受されている。

凡越「兵庫垣、及筑紫城」、徒一年。〈陸奥越後出羽等柵亦同。〉曹

司垣杖一百。〈大宰府垣亦同。〉国垣杖九十。郡垣杖七十。坊市垣笞

五十。〈皆謂、有門禁者。若從溝瀆内入出者、与越罪同。〉

越而未過、減一等。余条末過准レ此。〉即兵庫及城柵等門、応

レ閉忘誤不レ下レ鍵、若毀「管鍵」而開者、各杖六十。錯下レ鍵、及

レ由レ鑰而開者、笞四十。余門、各減二等。若擅開閉者、各加越

罪一等。即城主無レ故開閉者、与越罪同。〉

(養老衛禁律二四越垣及城條)

すでに、唐律の「州鎮戍城」に対応して日本律に規定されている「筑紫城」は、養老律当時存続していた大野・基肄・鞠智城を含む古代山城と結びつけられるという指摘があるが(大高二〇一三)、ここではさらに記述の順序にも注目したい。両者を比較してみると、唐律においては垣についても、①州・鎮・戍の城と②武庫、という順序であるのに対し、日本律ではどちらについても、①兵庫(左右・内兵庫)と②城(柵)という順序になつてゐる。これは、日本において兵庫の重要性が高かつたからであると考えられないだろうか。

日本律には唐律に規定する符の部分がなく、代わりに征夷大将軍などに授ける節刀を盜んだ場合の規定がきていているという大きな違いはあるが、その次に規定される門の鍵についてみると、唐律が①州・鎮と②倉・厨・廐・庫・閥となつていて、日本律では①宮殿門・庫藏と②倉廩・筑紫城というふうに、順序が逆になつている。『唐律疏議』に「倉、謂貯粟麥之属。庫、謂貯器仗綿絹之類」とあるように(六)、唐律令における倉は穀物のクラであり、庫は兵器や布類のクラであつて、これは基本的に日本律令にも引き継がれている。これを踏まえれば、兵器を収納する「庫」が「筑紫城」の上に規定されている点は前にみた律文と同じであると言える。これはどういった理由によるものなのだろうか。

一つには、八世紀の段階で、古代山城が「筑紫城」など一部を除きほぼ廃絶していたことが挙げられるだろう。また、唐と日本の人々の違いも重要なと思われる。唐律に「州や鎮・戍の垣を越える者は徒一年」と規定しているように、唐においては辺境を守る鎮や戍の垣は重要なものであった。しかし日本律においては、單に

同様のことは、次の律文においても指摘できよう。

諸盜「宮殿門符發兵符伝符」者、流二千里。使節及皇城京城門符、徒三年。余符、徒一年。門鑰、各減三等。盜「州鎮及倉厨廐庫閥門等鑰」、杖一百。県戌等諸門鑰、杖六十。

(唐賊盜律二七盜宮殿門符條)

凡盜「節刀」者、徒三年。宮殿門、庫藏、及倉廩、筑紫城等鑰、徒一年。〈國郡倉庫、陸奥越後出羽等柵、及三閔門鑰亦同。〉宮城、京城及官厨鑰、杖一百。公廨及國厨等鑰、杖六十。諸門鑰、笞五十。

(養老賊盜律二七盜節刀條)

「筑紫城」とあるのみで、垣については触れられていない。むしろ、「兵庫垣、及筑紫城」と記述していることからして、垣が完璧に整備されていなかつたということも考えられる。古代山城には「見せる山城」という機能もあつたことが指摘されており（向井二〇一七）、外部から見えない部分には意図的に垣を設けなかつた事例もある。

すなわち、唐においては州や辺境を守備する鎮・戍などの城そのものを重視していたのに対し、日本においては山城の垣を完全に整備することに重きを置かず、その山城も八世紀にはほぼ廃絶しているという理由から、兵庫を第一にもつてきたと考えられるのである。

以上、令制における兵庫と日本と唐での相違を検討してきた。日本においては、中央と地方のほぼ全国に兵庫が設置され、中央については左右・内兵庫、地方については国司・郡司・軍毅が管理を行い、最終的に兵部省が中央・地方全ての兵庫の中身を把握するシステムになつていた。そして唐と比較した場合の日本の特徴として、辺境守備の城・垣よりも兵庫を重視していた点が指摘できるだろう。

二、実態面における中央と地方の兵庫

(一) 成立

前章においては、制度面での兵庫をみてきたが、実態としての兵庫はどうであつたのだろうか。そこでまず、その成立について検討してみたい。中央の兵庫の初見は、壬申の乱において大友皇子側が利用した「小墾田兵庫」である。

己丑、天皇往_二和覽_一、命_二高市皇子_一、号_二令軍衆_一。天皇亦還_二于野上_一而居之。是日、大伴連吹負、密与_二留守司坂上直熊毛_一議之、

謂_二二漢直等_一曰、我詐稱_二高市皇子_一、率_二數十騎_一、自_二飛鳥寺北路_一、出_二之臨_一營。乃汝內忘_二之。既而繕_二兵於百濟家_一、自_二南門_一出之。先秦造熊、令_二犢鼻_一而乘_レ馬馳之、俾_レ唱_二於寺西營中_一曰、高市皇子、自_二不破_一至。軍衆多從。爰留守司高坂王、及興_レ兵使者穗積臣百足等、拠_二飛鳥寺西櫻下_一為_レ營。唯百足居_二小墾田兵庫_一、運_二兵於近江_一。時當中軍衆、聞_二熊叫声_一、悉散走。仍大伴連吹負、率_二數十騎_一劇來。則熊毛及諸直等、共與連和。軍士亦從。乃舉_二高市皇子之命_一、喚_二穗積臣百足於小墾田兵庫_一。爰百足乘_レ馬緩來。逮_二于飛鳥寺西櫻下_一、有_レ人曰、下_レ馬也。時百足下_レ馬遲之。便取_二其襟_一以引墮、射中_二箭_一。因拔_レ刀斬而殺之。乃禁_二穗積臣五百枝・物部首日向_一。俄而赦之置_二軍中_一。且喚_二高坂王・稚狹王_一、而令_レ從_レ軍焉。既而遣_二大伴連安麻呂・坂上直老・佐味君宿那麻呂等於不破宮_一、令_レ奏_二事狀_一。天皇大喜之。因乃命_二吹負_一拜_二將軍_一。是時、三輪君高市麻呂・鴨君蝦夷等、及群豪傑者、如_レ響悉會_二將軍麾下_一。乃規_レ襲_二近江_一。撰_二衆中之英俊_一、為_二別將及軍監_一。

(『日本書紀』天武元年(六七三)六月己丑条)

この記事は、天武側が飛鳥寺付近に陣営を作っていた大友皇子側を奇襲したもので、「是日」以降の記述は、功績のあつた大伴氏の家記によるものと考えられている。その中で、近江朝廷から兵を興すために派遣された使者穗積臣百足は、「小墾田兵庫」にあつて、近江へ兵器を運んでいた、とある。結局百足は高市皇子の命令（實際には大伴連吹負の号したもの）によつて陣営に戻つたところで殺されているが、この記述から、飛鳥寺付近に「小墾田兵庫」と呼ばれる兵庫が存在したことがうかがえる。これは、「小墾田宮にあつた

兵庫」と解釈して問題なからう。小墾田宮はもともと推古朝の王宮であり、飛鳥川右岸、香具山以南、飛鳥寺以北に所在地が推定されている。この王宮が特徴的なのは、天平神護元年（七六五）に称徳が紀伊国行幸の際、経由地として「小治田宮」を使用していることや、所在地と推定される一帯にある雷丘東方遺跡から九世紀までの遺構が確認されることからわかるように、推古没後も長く存続したという点である（林部二〇〇六）。したがって、壬申の乱当時も何らかの形で存続しており、そこに兵庫が置かれていたと考えられる。推古没後的小墾田宮には糒や調庸を収納した記事がみえることから、大規模な倉庫群が存在したことが想定されている。また香具山の南方には「兵庫田」という小字名もあり、小墾田兵庫の置かれた場所として有力な地である（奈良文化財研究所二〇一七）。推古朝から兵庫が存在したか否かは、史料や発掘成果から確認できないが、推古三一年（六二三）に新羅征討が計画されたこと（⁷）を考へると、その存在は十分に想定される。また、次の記事も兵庫の成立を考えるうえで注目される。

乙卯酉時、難波大藏省失火、宮室悉焚。或曰、阿斗連葉家失火之、引及_レ宮室。唯兵庫職不_レ焚焉。

（『日本書紀』朱鳥元年（六八六）正月乙卯条）

難波宮の大藏で火事騒ぎがあり、宮室が全焼したが、「兵庫職」のみは焼けなかつた、というものである。「職」とあるが、恐らくはクラそのものを指しているのであろう（⁸）。この当時の皇居は飛鳥淨御原宮であったが、天武一二年（六八三）に難波宮を副都とする詔が出されており（⁹）、兵庫が置かれていたことに矛盾はない。

以上のことから、中央における兵庫の成立時期は明言できないも

の、その下限としては推古朝の小墾田宮を設定することができる。それ以降、各宮において兵庫が設置されたことが推測され、天武朝においては、副都である難波宮にも兵庫が設置されていた。では、地方の兵庫はいつ頃成立したのであろうか。

地方における兵庫の初見は、次の記事である。

八月丙申朔庚子、挙_レ「東国等国司」。仍詔_レ「国司等」曰、：又於_レ「閑曠之所」、起_レ「造兵庫」、収_レ「聚國郡刀・甲・弓・矢」、辺國近与_レ「蝦夷」接_レ「境処者」、可_レ下盡數_レ「集其兵」、而猶_レ假_レ授本主上。：

（『日本書紀』大化元年（六四五）八月庚子条）

東国の八道に発遣される国司（実際にはミコトモチカ）に対し、その任務を説いた詔の中に、空地に兵庫を作り国郡の刀・甲・弓・矢を収集すること、蝦夷と境を接する所では兵器を数え集めて収公し本主に仮授することが記されている。また翌年には、是月、天皇御_レ「子代離宮」。遣_レ「使者」、詔_レ「郡国」修_レ「營兵庫」。蝦夷親付。〈或本云、壞_レ「難波狹屋部邑子代屯倉」、而起_レ「行宮」。〉

（『日本書紀』大化二年（六四六）正月是月条）

とある。使者を派遣し兵庫を修営させたといふもので、「郡国」という表現からは全国とも解釈できるが、続く蝦夷の記述を含めて考へると、東国と捉えてよいだろう。この解釈は、前に挙げた前年八月の記事とも付合する。ただし、蝦夷対策のみが目的であつたわけではないだろう。それは、同年正月が改新詔の出されたまさにその月であることと関係する。すなわち、これら二つの記事に見える兵庫の設置・修営は、石母田正氏が指摘するように、東国における在地首長層の階級分化を前提とした、改新政府の軍事的な国内体制整備の中に位置づけられる（石母田一九七一）。氏は、大化に始まる

「評」がこの兵庫を中心とする軍事的拠点として出発したという見解を示している。そして、「独自の軍事的体制として分化していない若干の国造軍が、かかる軍事拠点＝評を中心として結合し、総領の管轄下にあるという体制を想定する」としている。とすると、ここで設置・修營された兵庫は国造軍の兵器を収納するクラということになる。東国はこれ以前から軍事的拠点としての役割を担つてきた地域であり、兵庫の設置がまずこの地域で施策として行われたのは、当然の展開と言えよう。そしてこのことは、翻つていえば、改新の時期には畿内の政府が主導して設置するような兵庫は、畿内の西側に置かれていた可能性を示唆している。ではその西側地域において兵庫が設置されたのはいつかとなると、手掛かりとなるのは次の記事であると思う。

丙午、詔「四方国」曰、大角・小角、鼓・吹・幡旗、及弩・抛之類、不レ応レ存「私家」。咸收「于郡家」。

(『日本書紀』天武一四年(六八六)一月丙午条)
大角・小角等を私家に所有するのを禁じ、郡家(＝評家)に収納させるよう諸国に命じたものである。「郡家(＝評家)」と表記されているが、石母田氏の見解を踏まえれば、これは大化年間の兵庫を引き継いだ、「郡(評)の兵庫」と解すべきだろう。しかし注意しなければならないのは、ここに記載されているのが集団の兵を指揮するために使うものや教習の必要な兵器だということである。大化年間の兵庫に収納されたのは、令制下において軍団兵士が自備するような個人装備の兵器であった。とすると、この天武朝において評を基盤として国造軍を再編することが完了し、「四方国」と詔中にあるように、それが東国だけでなく全国に普及したものと推測され

る。このことは、天武一二年から行われ一四年一〇月に完了した国境確定事業からも言えると思う。吉永匡史氏はこの国境確定によって支配領域の概念が人ではなく土地を領域単位としたものへと変化し、それによつて国宰の権限が上昇し、それを待つて郡家(＝評家)への指揮具取公が行われた、としている(吉永二〇〇七)。とすれば、全国的な兵庫の設置は大化年間から天武一四年にかけての時期とみていいだろう。

さらに、天武が壬申の乱の経験から軍事力の中央集権化を企図するようになり、それが畿内官人の武装化と天武・持統朝に創設された軍團に帰結することも忘れてはならない。後者は前章でみたように軍團制として律令に規定していくが、天武・持統朝に成立した淨御原令の存在を踏まえると、兵士が自備した兵器を納める倉庫としての兵庫がこの時期に諸国に設置された可能性は十分にある。したがつて、大化年間から東国を中心に設置され始めた地方の兵庫は、評家に属する国造軍の兵庫として天武一四年頃までに全国に設置され、その完了と前後するように軍團の兵庫も置かれたと考える。そして、大宝令制下においては、

丙辰、諸国大租・駅起稻及義倉、并兵器数文、始送「于弁官」。

(『続日本紀』大宝二年(七〇一)二月丙辰条)
とあるように、後の器仗帳と思われる帳簿が作成され弁官に送られており、畿内官人だけでなく全国で保有されている兵器が把握されるようになつていた。

(二) 使途

次に、兵庫に収納された兵器の使途について考えてみたい。まず

中央の兵庫についてみていく。前章でみたように、令制の左右・内兵庫の長官には儀仗・兵器を管理することが職掌として規定されており、中央の兵庫には元日節会などの儀式で使用する儀仗と、実戦用である兵器とが収納されていた。また、

甲午、詔曰、…又五兵之用、自レ古尚矣。服レ強懷レ柔、咸因_二武徳_一。今六道諸国、嘗_二造器仗_一、不_二甚牢固_一。臨_レ事何用。自レ今以後、毎年貢_レ様、巡察使出日、細為_二校勘_一焉。

(『続日本紀』靈亀元年(七一五)五月甲午条)

とあるように、靈亀元年(七一五)には西海道を除く六道諸国に對し様の器仗を送ることが義務づけられ、諸国で製造された見本の兵器・儀仗が中央の兵庫に収納されるようになった。しかし、左右・内兵庫の実戦用の兵器が使用された例はみられない。そのような事態、すなわち中央に置かれた政府の軍事力が発動されるような事態は、日本の古代史において藤原仲麻呂の乱が唯一であるが、その際に使用された兵器は、正倉院から出藏したものであった(松本一〇〇三)。これは、兵庫の器仗を出納するには内印や中務の立ちはいが必要であり即座に取り出すことが困難であつたからと考えられている。とはいっても、中央の兵庫は政府にとって、そして京にとつて重要なものであつたことは疑いがない。それは、次の記事からもうかがえる。

甲寅、運_一恭仁宮高御座并大楯於難波宮_二、又遣_下使取_二水路_一運_中漕_上兵庫器仗。

(『続日本紀』天平一六年(七四四)二月甲寅条)

恭仁京から難波京への遷都の時期の記事だが、恭仁京に置かれていた高御座や大楯とともに兵庫の兵器・儀仗が難波京へ運ばれて

おり、特に後者は水運によつて輸送されたことが記述されている。この前後の時期には、兵庫の語句こそないものの、遷都や行幸に際して「器仗」が運ばれた記事が『続日本紀』にくつもみられ、それらも左右・内兵庫に収納されていた兵器・儀仗であつたと考えられる⁽¹⁾。一方、兵器とは異なり、儀式で用いられる儀仗については、使う機会が多かつたようである。

問、儀戈、節会之日令_レ取以不。答、元日於_二朱雀_一陳_二列飾馬_一許、立_二藤原左右大臣儀戈_一、奏聞自_二兵庫_一下充。還上者不_レ知也。

(儀制令集解二三儀戈条所引古記)

とあるように、大宝令制下においては元日節会において飾馬を陳列したところに藤原右大臣(右史料中の「左」は衍字と思われる)の儀戈を立てるが、その儀戈は奏聞して兵庫から下し充てていたという例が挙げられている⁽²⁾。また、時代は下るが延喜兵庫式に

凡出_二充諸衛及中務省_一元日儀仗、並待_二官符_一充行。

(延喜兵庫式一二儀仗条)

とあり、諸衛府や中務省が元日に用いる儀仗を兵庫から出給する際には、官符を待つてから行うことが規定されている。では、地方の兵庫に収納された兵器・儀仗の使途はどうなものであつたのだろうか。まず軍団の兵庫には、前章でみたように、兵士が自備した兵器が種類ごとに収納されていた。これらの兵器は、対蝦夷などの征討において使用されていた。

庚寅、遷_一坂東八国、并越前・能登・越後等四国浮浪人_二千人_一、以為_二雄勝柵戸_一。及割_二留相模・上総・下総・常陸・上野・武藏・下野等七国所_レ送軍士器仗_一、以貯_二雄勝・桃生_一城_。

(『続日本紀』天平宝字三年(七五九)九月庚寅条)

とあるのは、「軍士の器仗」という表現から、軍団の兵器・儀仗とみて問題ないだろう。ここでは、その兵器を雄勝・桃生城に貯蓄して対蝦夷に備えている。また前項でみたように、郡家には郡兵庫が置かれていた。松本政春氏は八世紀における郡司の軍事指導について論じた中で、地方に置かれた郡兵庫は、軍行での兵器補給だけではなく、郡司を主体とした田獵や罪人追捕行動に人夫や百姓が動員された場合に行われた、彼らへの兵器支給にも役割を果たしたものであり、「評」の兵庫を淵源にしながら、「評」が軍事的性質を失い行政機構の「郡」に移行した後も、律令国家によつて意図的に設置されたものである、と指摘している（松本一九八六）。たとえば、藤原広嗣の乱では、

戊申、大將軍東人等言、殺獲賊徒豊前国京都郡鎮長大宰史生從八位上小長谷常人・企救郡板櫃鎮小長凡河内田道。但大長三田塙籠者、着箭一隻、逃竄野裏。生虜登美・板櫃・京都三廻營兵一千七百六十七人。器仗十七事。又間諜申云、廣嗣、於遠珂郡家造軍營、儲兵弩。而擧烽火、徵發國內兵矣。

（『続日本紀』天平二二年（七四〇）九月戊申条）

とあるように、広嗣征討の軍が、登美・板櫃・京都の三つの鎮の官兵を捕虜とし、「器仗十七事」を押収したこと、大宰少弔であつた広嗣は筑前國遠珂郡家に軍營を設け、兵器である弩を設営したことが知られる。登美・板櫃鎮は不明だが、京都鎮については「京都郡鎮」と記述されていることから、郡家に近い場所であつたことがうかがえる。また広嗣が軍營を設けたのが郡家であり、そこで「弩」を設置したことも興味深い。これは前に挙げた『日本書紀』天武一四年の記事にある、弩などを郡家（＝評家）すなわち郡（評）の

兵庫に納めさせた内容とつながるものである。詳しくは次章で述べるが、西海道に影響力を持つ藤原宇合の子であり大宰少弔であつた広嗣には、筑前国内の郡兵庫の兵器を出させる権限があつたと考えられる。『続日本紀』の記事は簡潔で、どのような命令系統でそれが行われたのか不明だが、この場合においては、西海道を管轄する大宰府官人の命令によつて郡兵庫が開けられたと思われる。

このように、兵庫には儀仗と兵器が保管され、中央では専ら儀仗が使用されたが、地方に置かれた軍団や郡家の兵庫では征討などの実戦に兵器が使われ、それは所在地の郡内・国内だけでなく、国外でも使用されていた。

（三）管理

次に、兵庫の実態面の検討の最後として、管理についてみていく。前章でみたように、令制下では中央の兵庫の収納物の管理機関として、左右・内兵庫と兵部省が規定されていた。前者については、大同三年（八〇八）に内兵庫は左右兵庫に併合され（十二）、寛平八年（八九六）には左右兵庫寮になり（十三）、昌泰元年（八九八）には兵部省の管隸となる（十四）など、組織の改編が行われているが、いずれにしてもそれぞれの兵庫に収納されている兵器・儀仗を曝涼・出納することが主な職掌であったことは変わらない。たとえば、

壬子、先是、兵庫器仗者、中務監物、与一本司相對出納。至是、諸司相知出納。

（『続日本紀』天平神護元年（七六五）閏十月壬子条）
とあるのは、仲麻呂の乱を受けて出納の迅速化を図つたもので、それまで中務の監物が立ち会つて行っていた兵庫の出納を、左右

(・内) 兵庫単独で出納し、出納を申請した官司に知らせる方式に変更している(松本二〇〇三)。またこれは道鏡の軍事的権力拡大の一環であり、この数年後には、

是日、以_二正三位弓削御淨朝臣清人_一為_二檢校兵庫將軍_一。從四位下藤原朝臣雄田麿為_二副將軍_一。從五位下紀朝臣船守・從五位下池田朝臣真枚並為_二軍監_一。六位軍監二人。軍曹四人。

(『続日本紀』神護景雲二年(七六八)一月己亥条)とあるように、道鏡の弟である清人を「檢校兵庫將軍」に任じるなどしている。このような「將軍」職は、和銅四年に、

丙子、勅、頃聞、諸國役民、勞_一於造都_一、奔亡猶多。雖_レ禁不_レ止。

今宮垣未成、防守不_レ備。宣下權立_一軍營_一禁_レ守兵庫上。因以_二從四位下石上朝臣豊庭、從五位下紀朝臣男人・粟田朝臣必登等_一為_二將軍_一。

(『続日本紀』和銅四年(七一一)九月丙子条)

とみえ、平城宮の垣が未完成な状態で兵庫の防衛が心許ないため、臨時に軍營を設け、さらに將軍を任命し、その守備に当たらせた、という事例がある。職員令義解六一左衛士府条に「差科」の解釈として「謂、差_二配兵庫・大藏_一也」とあるように、本来兵庫を守衛するのは衛士の役割であったが、宮の垣すらない状態において、衛士のみでは不足と判断されたのだろう。しかし神護景雲二年の「將軍」は將軍・副將軍・軍監・軍曹を備えた、「權制」とは言い難いものであり、また「檢校」の職掌を冠しながら「將軍」という職名を持つていてことから、武力をもつて兵庫の出納に介入したものと解される。とはいっても、この職は他にみえず、道鏡政権が崩れた際に共に廃止されたのだろう。

一方で地方の兵庫の管理は、前章でみたように、養老職員令七〇大國条に規定される国司の職掌に「器仗」とあることから、まず収納物の管理者として国司が挙げられる。また養老軍防令四五在庫器仗条に「凡在_レ庫器仗、有_レ不_レ任者、當處長官、驗_レ實具_一狀申_レ官。隨_レ狀処分除毀」とあるから、国司だけでなく郡司も兵庫内の兵器・儀仗の管理者として役割を与えられていたことが言える。そして兵庫そのものの管理については、

凡軍團、各置_一鼓_一面、大角_一口、少角四口_一。通用_一兵士_一。分番教習。倉庫損壞須_一修理_一者、十月以後、聽_レ役_一兵士_一。

(養老軍防令三九軍團置鼓条)

とあるように、軍團の兵庫が損壊した場合は十月以降に兵士を使役して修理することが認められており、また、

癸未、緣_レ停_一兵士_一、國府兵庫、点_一白丁_一、作_レ番令_レ守之。

(『続日本紀』天平一一年(七三九)六月癸未条)

とあることから、國府に置かれた兵庫は原則兵士が守衛していたこと、兵士が停止されていた天平一一〇一八年の間は白丁が番交替で守衛していたことが知られる。そして延暦一一年(七九二)に兵士が廃止されると、兵庫を守る人員として健兒が設定された(十五)。ただし大宰府管内は除外されていたため、引き続き兵士が兵庫を守っていたのだろう。

以上、本章では兵庫の実態面として、その成立・使途・管理をみてきた。中央の兵庫は推古朝頃までに成立し、以降、専ら儀式に使用するために皇居や行幸先に設置され、衛士が守衛し、左右・内兵庫(後に兵庫寮)や兵部省の管理を受けた。一方地方の兵庫は、大化元年に國造軍の兵庫として東国に設置されたのを嚆矢として、天

武一四年頃までに全国に普及したと考えられ、当然国衙や郡家で行われる儀式には儀仗も用いられただろうが、中央に比べて実戦で使用する兵器の役割は格段に大きかった。そして国・郡・軍団の兵庫の建物は全て兵士によつて守衛・修理され、収納物については国司・郡司・軍毅が直接的に管理しさらに兵部省で把握されていた。

ここまで、二章にわたつて日本古代における兵庫の制度と実態をみてきた。ここでその意味について考えてみると、兵庫は律令にも規定され、唐律にも「武庫」とあるように律令国家の中に不可欠の存在であったが、小墾田宮の兵庫のように、律令を継受する以前から日本に存在していた。それは恐らく、権力の所在を示すために必要な施設だったからであろう。しかし律令制を取り入れ、中央集権国家となるためには、大小を問わず権力が散在していること、すなわち皇子や有力豪族が兵庫を所有している状態^(十六)は解消しなければならなかつた。大化年間や天武朝の軍事的な諸政策は、兵庫によって地方の兵器を把握・管理し、さらに中央のために使える軍事力として編成するものであつたのである。すなわち、古代日本における兵庫は、地方の勢力を削ぎ、中央の権力を増強させる過程で必須のものであり、律令施行後も地方へ中央の軍事力を及ぼすために必要な施設だつたと言える。

太政官符

太政官符 檢定府庫器仗事

右參議從四位上行大式藤原朝臣冬緒起請備、府庫器仗、依_二延_一曆年中官符旨_一、永為_二不動_一。専後雖_三年料修理頗有_二其數_一而年代久遠、損壞不_レ少。加以_一甲冑等時有_二盜失_一。既為_二不動_一、未_レ得_一趣開_一。因_レ茲、啻加_二檢封_一、不_レ得_一計知_一。望請、使下權少式從五位上坂上大宿_レ瀧守殊為_二朝使_一、依_レ舊檢_中定修理損物_上者。仍_二太政官延曆十八年十月一日符_一、應_二交替分付_一條云、件器仗、宜_二下割_一元日威儀料_二安_一置別倉_一、每_レ年充用、自余兵為_中不動_上。但破損物須_二修理_一。宜_二下任之内、四度料置_二少倉_一、限内修了、返納之事、申_レ官待_中報符_上。不_レ得_下寄_二言不動_一、致_レ有_中破損_上者。右大臣宣、奉_レ勅、元日威儀料安_二置別倉_一、每_レ年充用、自余兵為_二不動_一等事、一依_二先符_一。但雖_二不動_一、理須_二附領_一。故先符云、不_レ得_下寄_二言不動_一、致_レ有_中破損_上者。而時有_二盜失_一。既為_二不動_一、未_レ得_二輒開_一。啻加_二檢封_一、無_レ由_二計知_一。可_レ謂下先任吏等不_レ熟_二符旨_一之所上_レ致也。宜_二前後之司交替檢定、破損之物隨即修理_一。又修理年料須_レ前司修理之物、後司交替之次、便即檢納、新司_レ修之料、細選_二尤損之物_一、同以下充、立為_二恒例_一不_レ勞_中言上_上。大野城器仗亦宜_レ准_レ此。

貞觀十二年五月一日

(『類聚三代格』卷一八器仗事)

大宰府の兵庫の兵器・儀仗は、延曆一八年に不動となつており、修理や盜難に対応しようにも容易に開けられないため、朝使を任じて修理すべき物を検定するよう大宰大式である藤原冬緒が起請したもので、結果的に、大宰府官人の交替の際に検定し破損している物

三. 大宰府と管内諸国の兵庫

(一) 大宰府の兵庫

大宰府 자체に兵庫が存在したことは、『類聚三代格』に收められている次の官符からも明らかである。

はただちに修理することが決定されている。またここからは、延暦一八年以来、元日威儀に用いる儀仗のみ別倉に分けて保管し、毎年の使用が可能になっていたこともうかがえる。では、不動となつた兵庫には具体的にどのような物が収納されていたのだろうか。

甲申、西海道巡察使武部少輔從五位下紀朝臣牛養等言、戎器之設、諸国所レ同。今西海諸国、不レ造^二年料器仗^一。既曰^二邊要^一。当レ備^二不虞^一。於是、仰^二筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等国^一、造^二備甲・刀・弓・箭^一、各有^レ数。毎年送^二其様於大宰府^一。

(『続日本紀』天平宝字五年(七六一)七月甲申条)

当初、西海道では年料器仗を製造していなかつたが、邊要の地として不慮の事態に備えるために、この段階で筑前以下七ヶ国に製造が命じられ、見本となる様を大宰府に送ることが義務づけられた。したがつて、大宰府の兵庫にはこうした管内諸国から送られてきた様の器仗が収納されていたことが判明する。様の器仗が送られていたということは、大宰府に器仗の質を検査する役職のあつた可能性を思わせる。中央では、延喜式に、

凡諸國様器仗、皆先進^一兵部^一、即与^二寮官^一共加^一校閱^一。御覽訖乃勘取。

(延喜兵庫式一五様器仗条)

とあつて、諸国から送られてきた様器仗は兵部省が兵庫寮の官人と共に校閲することになつていたからである。養老職員令六九大宰府条からは「城隍・舟楫・戎器・諸營作事」を職掌とする大工と少工が置かれていたことが知られ、また大宰府史跡からは政庁に隣接する場所（藏司地区）で兵器とみられる大量の被熱鉄製品が見つか

り、府庫・兵庫の可能性を有する何らかの保管施設が存在したことが指摘されているが、これらは在地様式よりも中央様式に近いとう（小嶋二〇一一）。兵器の製作地は判明していないが、大宰府で製造された可能性は十分にあり、そうした管内諸国だけではなく大宰府で製造された兵器が府庫、すなわち大宰府の兵庫に納められたのだろう。

また大宰府には、筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後から軍毅・選士・兵士が上番してきていた（松川二〇一二）。こうした軍事力は、兵庫の守衛にもあてられたものと考えられる。

(二) 管内諸国の兵庫

大宰府管内の諸国の兵庫について特に記述した史料は少ない。しかし、先に述べたように、天平宝字五年まで管内の七ヶ国には年料器仗の製造が認められていなかつたため、それ以前は大宰府が製造していたと考えられる。そうすると、軍團に納められる兵士自備の兵器について、疑問が生じる。兵士の自備といつても、軍防令に規定されるような兵器を兵士として徴発された百姓が全て持つていたとは考えがたい。そのため、兵士は郡家に附属した工房などで製造されたものを估価で購入し、軍団の兵庫に納めたと考えられている（松本一九八六）。これは国都で兵器を製造していることが前提であるが、管内諸国では大宰府が兵器を製造していたとなると、軍団兵士はどのように自備すべき兵器を用意したのであろうか。考えられるのは、①兵士は大宰府まで行つて兵器を調達した、②大宰府から管内諸国に兵器が送られた、③兵士の自備程度の兵器は国都で製造されていた、という可能性だが、まず①は想像しがたいように思

う。③も、天平六年出雲国計会帳に「官器仗帳一巻」「伯姓器仗帳一巻」とあるように、中央に把握されない兵器の製造は考えがたい。また、橋本裕氏は大宰府が兵器の製産能力を独占するため、管内諸国での兵器の製造を認めなかつたのではないかと指摘している（橋本一九七六）。したがつて、②が妥当な可能性とも思われるが、これについては次章で詳しく考えてみたい。さて以上は想像の域を出ないものであるが、六国史には大宰府管内諸国の兵庫について、いくつかの記事がみられる。

甲子、勅、大宰府去十二月廿八日奏云、対馬嶋言、今月六日新羅船三艘浮_二□西海_一。俄而一艘之船著_二於下県郡佐須浦_一。船有_二十人_一。言語不_レ通、消息難_レ知。其_一艘者、闇夜流去、未_レ知_レ所_レ到。七日船廿余艘在_一嶋西海中_二。燭火相連。於_レ是遂知_二賊船_一。仍殺_二先着者五人_一、五人逃走。後日捕_二獲四人_一。即衛_二兵庫_一、且發_二軍士_一。又遙望_二新羅_一、每_レ夜有_二火光數処_一。由_レ茲疑懼不_レ止。仍申送者。為_レ問_二其事_一、差_二新羅訳語并軍毅等_一發遣已訖。且准_二旧例_一應_レ護_二要害_一之狀、告_二管内并長門・石見・出雲等國_一訖者。所_レ奏消息、既是大事。虛實之狀、統須_二言上_一。而久移_二年月_一無_レ所_レ申。又要害之國、必發_二人兵_一、應_レ疲_二警備_一。解却之事、期_二於何日_一。宜_レ言_二其由_一。不_レ得_二更怠_一。又量_二事勢_一、不_レ足_レ為_レ虞。宜_レ令_レ停_二出雲・石見・長門等國護_二要害_一事上。

（『日本後紀』弘仁三年（八一二）正月甲子条）

賊船と見られる新羅船が現れたことが対馬から大宰府に言上され、大宰府から中央に奏上されたものである。この中で対馬は、賊船と判明した時点で捕らえていた新羅人一〇人のうち五人を殺したが、残り五人には逃げられ、後日四人を捕らえたが残る一人は

まだ逃走を続けているため、兵庫を守衛し軍士を発動した、と述べている。事件が発生してから初めて兵庫を守衛したとは考えがたいため、おそらくは守衛をより堅固なものにした、ということだと考えられる。またこの記事には、対馬からの言上を受けた大宰府が新羅訳語と軍毅を派遣したことがみえ、前述した大宰府に上番している。また、軍毅がこうした軍事的危機に出動する体勢だったことがうかがえる。また、

十三日甲午、先_レ是、大宰府言、肥前国杵嶋郡兵庫震動。鼓鳴二声。決_二之蓍龜_一、可_レ警_二隣兵_一。是日、勅令_二筑前・肥前・壹岐・対馬等国島、戒_二慎_一不虞_二。又言、所_レ禁新羅人潤清等卅人。其中七人逃竄。

（『日本三代実録』貞觀二二年（八七〇）六月一三日条）

とあるように、大宰府管内諸国で兵庫に異変があつた場合、まず大宰府に報告がなされることになつていてることが知られる。これは、六国史に記載される管内諸国の兵庫に関する記事が、ほとんどの場合大宰府からの言上という形であることからもうかがえる。加えて、この記事からは、管内諸国の兵庫の異変について、「蓍龜」を行える人材が大宰府にいたことがわかる。振り返つてみると、養老職員令六九大宰府条には確かに陰陽師一人が規定されている。条文では「占筮相_レ地」を職掌としているが、上の記事からすると、こうした龜トも行つていたのではないかと思われる。

以上、大宰府と管内諸国の兵庫についてみてきた。これを前章までに検討した中央と地方の兵庫の関係と比較してみると、次のような相似関係がみえてくる。

・地方から中央へ様の器仗が送られているように、大宰府へも管内

諸国から様の器仗が送られている

・中央の兵庫は地方から上京した衛士が守衛したが、大宰府の兵庫も筑前など管内の六ヶ国から上番してきていた選士・兵士によつて守衛されたと考えられる

・地方で起きた兵庫の異変を中央で陰陽寮が占つたように、大宰府の陰陽師が管内諸国の兵庫で起きた異変を占つていたと考えられる

しかしその一方で、相違点もみられる。たとえば、大宰府の府庫は延暦一八年に不動扱いとなつており、大宰府官人でさえ容易に開けられなくなつていていた点である。同じく延暦一八年には大宰府所部を除き烽火が停廃されており^(十七)、内憂外患が少なくなつた分、負担を減らして民力を疲弊から救おうとする政策の一環と思われる。また大宰府はその管轄内に九世紀まで存続する古代山城を抱えていた。そこに置かれた兵庫も、相似関係から逸脱した存在であろう。そこで、次章では古代山城、特に鞠智城の兵庫についてみていくたい。

四 鞠智城と兵庫

古代山城において、明確に兵庫の存在が知られるものは非常に少ない。前掲の貞觀一二年太政官符に、「大野城器仗」とあり、次に挙げる貞觀一八年太政官符に「城庫」とあることから、大野城に兵庫があつたことが知られる。

太政官符

応^三大野城衛卒料米依^レ旧納^二城庫^一事 〈条々内〉
右參議權帥從三位在原朝臣行平起請備、被^一太政官貞觀十二年二月

廿三日符^一備、參議從四位上大式藤原朝臣冬緒起請備、除^二五使料^一之外、庸米并雜米總納^二税庫^一、每^レ月下行。若非^レ有^二判行^一輒以下用、監當之官准^レ法科^レ罪者。官符之旨固有^レ宜^レ然。但^二于件城^一、々辺人居、或屋舍頽毀、或人跡斷絕。仍問^二城司等^一、申^二云、此城衛卒四十人、料米每月廿四斛、元來納^二城庫^一。余時城庫辺百姓等、遂^二往還之便^一、求^二売買之利^一。從^レ納^二税庫^一以來、人衆無^レ到、^レ賣買失^レ術。百姓逃散、總而由^レ此者。夫守^レ城在^レ人、聚^レ人有^レ食。望請、件料米特納^二城庫^一者。右大臣宣、奉^レ勅、依^レ請。

貞觀十八年三月十三日

（『類聚三代格』卷一八統領選士衛卒衛士仕丁事）

また鬼ノ城では炉底滓や使用痕跡のある砥石が出土しており、鍛冶工房が存在した可能性が強く、ひいてはそこで製造された兵器、それを収納した兵庫の存在が想像され、実際に倉庫跡が確認されているが、鬼ノ城そのものが文献史料に現れない（岡山県教育委員会二〇〇六、鈴木二〇一一）。その点、史料上に兵庫が明確に記述され、発掘調査からも兵庫の可能性のある遺構が見つかっている鞠智城は貴重な存在と言えよう。では、鞠智城の兵庫はどのような制度下でどのように機能したのであろうか。

まず、鞠智城の兵庫がいつ成立したのか、という点について考えてみたい。この点について、軍事機能が低下する九世紀の段階で兵庫が確認できることから、築城当初から設置されていたとする見解（五十嵐二〇一六）がある。しかし前章でみたように、大宰府管内諸国では天平宝字五年（七六一）まで年料器仗の製造は認められていなかつた。また、大野城では八世紀以降、数次に分けて段階的に倉庫群が形成され、それらは郡衙正倉のあり方と類似性が認めら

れることから、内政的に稲穀を収納していたことが指摘されている（赤司二〇一四）。ここから、築城当初には鞠智城には兵庫が設置されていなかつた可能性が浮上する。鞠智城で唯一出土している兵器は、六四号礎石建物跡から発見された鉄鎌である（熊本県教育委員会二〇一二）。この建物は、下層にも六六号礎石建物があり、周囲に溝が廻らされている。養老倉庫令一倉於高燥処置条に「側開_二池渠」_一とあることから考えて、倉庫ではないかと思われる。そして鎌は、養老軍防令七備戎具条に火ごとに二張を兵士が自備するよう義務づけられている兵器である。とすると、この六四号礎石建物は兵庫である可能性が出てくる。この建物は鞠智城第III・IV期（八世紀第1四半期後半～第3四半期、八世紀第4四半期後半～九世紀第3四半期）に確認されている。興味深いのは、管内諸国に年料器仗の製造が命じられた時期が鞠智城第III期に含まれる、ということである。すなわち、鞠智城の築城当初に城内に置かれていた倉庫は稲穀用の倉であり、兵庫は年料器仗の製造が可能になつた時期に新たに建てられたものではないかという推測が可能となるのである。

ここで文献史料をみてみると、天平宝字八年（七六四）正月に佐伯今毛人が大宰府の營城監に任じられていることが知られる^{十八}。今毛人はこの後、同年八月に肥前守を兼ね^{十九}、翌天平神護元年（七六五）には築怡土城専知官に任じられ^{二十}、怡土城は神護景雲二年（七六八）に完成している^{二十一}。この今毛人の任官は、鞠智城の兵庫建設と関連すると考えられないだろうか。この考えが妥当ならば、前章で積み残した、天平宝字五年以前に管内諸国の兵士がどのように兵器を自備したのかという問い合わせが与えられそうである。管内諸国で年料器仗が製造されず、また古代山城内に兵庫も

設けられなかつたとなれば、兵士に国内の兵庫を守衛する任務は課されなかつただろう。管内諸国に兵士が担うべき役割は、大宰府に上番して兵庫を守ることであり、國府等官衙施設を守ることであるが、兵士や軍穀が定期的に大宰府へ向かうならば、そこで兵器を調達することは可能であろう。つまり、前章で提起した①の可能性が考えられてくるのである。

右のように仮定したうえで、次に鞠智城の兵庫の制度・機能について考えてみたい。前にみたように、養老職員令七〇大国条には国守の職掌に「城牧」と「器仗」があり、鞠智城の文書上の管理者は国守、即ち肥後国守であつたと思われる。しかし養老軍防令四五在庫器仗条に「当処長官」とあるように、郡司の長官も実際には管理に関わつたと考えられる。そして大宰府管内であつたため、その郡司・国司の上に大宰府が高位の管理者として位置していただろう。ここで少し言及しておきたいのは、前掲の貞觀一八年太政官符にみえる「城司」である。松川博一氏は、「大野城の管理を専当していた主城とそれを勾当していた監典等によつて「大野城司」もしくは「主城司」と呼ばれる一司を構成していた可能性は高い」としている（松川二〇一八）。主城は弘仁一四年（八二三）に大宰府の主厨と主船を廢止して設置されたものである^{二十二}。しかし弘仁一四年に二員が設置され、承和七年（八四〇）に一員に削減されているため、その管轄が大野・基肄・鞠智の三城全てに及んでいたとは考えがたい。やはり、天安二年の兵庫の鼓が鳴つた記事に「肥後国_二言」とあるように、鞠智城の管理は肥後国守によつて行われたと考えるのが妥当であろう。

また、機能については、兵庫の設置理由とも関連するであろう。

八世紀後半は新羅との関係が悪化した時期であり、前述の怡土城の築城などはそうした情勢下で行われた。板楠和子氏はそうした中で、内陸部に所在する既存の山城ではなく、玄界灘沿岸部の新城である怡土城に防衛の重点が移されたとしている（板楠二〇一二）。とすれば、この時期に置かれた鞠智城の兵庫は、そうした軍事的緊張に対応して製造された兵器を貯蓄し、防衛拠点に提供するためのものだったのではないだろうか。

では、八世紀後半の新羅との軍事的緊張の中で建設された鞠智城の兵庫は、なぜ九世紀まで存続したのだろうか。最後にこの点について考えてみたい。冒頭に史料を挙げたように、九世紀以降に登場する鞠智城の兵庫は、全て怪異記事の中で語られている。この「兵庫の中の物が自然に音をたてる」という現象については、史料上最初に見られるのは宝亀一一年（七八〇）に左右兵庫の鼓が鳴った記事である（二十三）。この時の対処については不明だが、その次の天応元年（七八一）の事例は、三月に美作国苦田郡で兵庫が鳴動し、伊勢国鈴鹿関で西中城の門の大鼓が自然に鳴つた（二十四）だけでなく、四月には左兵庫の兵器が自鳴した、というものだった。ちようどこの時、天皇は不予の状態にあり、これらを受けて政府は伊勢・美濃・越前に官人を派遣し、固闕させている（二十一）。これ以後、中央・地方を問わず兵庫やその収納物が自然に音をたてるという現象は史料中にたびたびみられるが、注意されるのは、初見記事が宝亀年間であり、鞠智城に兵庫が設置されたと考えられる時期の後であることがある。このことから推測されるのは、兵庫が古代の政府にとつて、天皇の身体や内憂外患を占う重要な装置として認識されていたのではないか、ということである。すなわち、当初現実に迫る軍事的な

要請から造られた鞠智城の兵庫だったが、その危機が去った後も、新たに兵庫に付された象徴的な意味のために、永く存続したと考えられるのである。実際、鞠智城の兵庫の鳴動は政府の新羅海賊に対する認識と関連することが指摘されている（野木二〇一七）。

おわりに

以上、四章にわたり日本古代の兵庫と鞠智城について検討してきた。以下に結論を簡単にまとめて、結びとしたい。古代日本では律令制導入以前から兵庫が存在し、その重要性は唐よりも高いものだった。なぜなら、古代日本の律令国家はその前段階として、地方の兵庫によって全国を掌握するという手段をとったからである。政府は地方の兵庫とその収納物である兵器を徹底的に把握することで、全国支配を行おうとしたのである。こうした中央と地方の兵庫の関係は、大宰府と鞠智城の所在する管内諸国の兵庫でも相似のようにみられるが、大宰府管内独自の部分もあつた。その一つが、九世紀まで存続した古代山城の兵庫である。その中で鞠智城の兵庫は、築城された当初には置かれず、八世紀後半、新羅との緊張が高まつた時期に設置された可能性が考えられ、その後軍事的な要請が薄らいだ後も、中央の地方支配や対外関係を占う象徴的な意味を持たされて存続した。鞠智城の兵庫は、古代日本における兵庫の意義を考えるうえで重要な視点を与えてくれる貴重な存在だということができるよう。

注

- (二) 職員令義解六一左衛士府条に、「差科」について「謂、差配兵庫・大藏之類也」とある。
- (二) 職員令集解三四兵部省条所引穴記に、「兵器・儀仗者、諸国造兵司所造也。兵庫者不掌」とあり、兵部省が掌るのではないとの解釈が示されている。
- (三) 注(二) 参照。
- (四) 職員令集解六四左兵庫資条所引令积に、「案、曝涼之時、申_二兵部、々々申_レ官、官奏_二請鑰_一曝涼」とある。
- (五) 兵役は折衝府の置かれていた州の民にのみ課されていた。この点、日本とは大きく異なる。
- (六) 『唐律疏議』卷一五
- (七) 『日本書紀』推古三年是歲条
- (八) 日本古典文学大系『日本書紀』下 四七五頁頭注
- (九) 『日本書紀』天武一二年一二月庚午条「又詔曰、凡都城宮室、非一處、必造_二兩參_一。故先欲_レ都_二難波_一。是以、百寮者、各往之請_二家地_一」
- (十) 「己未、遣_三使運平城宮兵器於麁原宮」(天平二三年閏三月己未条)、「己丑、始運_一平城器仗、收_二置於恭仁宮」(天平一五年一二月己丑条)、「戊戌、運_一恭仁宮兵器於平城」(天平一七年一二月戊戌条)
- (十一) ただし、跡記はこの部分「此戈、元日威儀所用。但其戈私造備耳」と述べ、使用者が私的に準備するものだと解釈している。
- (十二) 『類聚三代格』卷四 加減諸司官員并廢置事 大同三年正月二〇日太政官符
- (十三) 『類聚三代格』卷四 廢置諸司事 寛平八年九月七日太政官符
- (十四) 『類聚三代格』卷四 廢置諸司事 昌泰元年一〇月五日太政官符
- (十五) 『類聚三代格』卷一八 健兒事 延曆二年六月一四日太政官符

(十六) 『日本書紀』皇極三年一月条には蘇我蝦夷・入鹿の邸宅で門傍に兵庫が造られていたことが書かれている。また大海人皇子は天智一〇年一〇月庚辰条に、東宮を辞して出家した際、私の兵器を全て司（おほやけ）に納めた、とある。

- (十七) 『類聚三代格』卷一八 関并烽侯事 延曆一八年四月一三日太政官符
- (十八) 『続日本紀』天平宝字八年正月己未条
- (十九) 『続日本紀』天平宝字八年八月己巳条
- (二十) 『続日本紀』天平神護元年三月辛丑条
- (二十一) 『続日本紀』神護景雲二年一月癸卯条
- (二十二) 『類聚三代格』卷五 加減諸國官員并廢置事 承和七年九月二三日太政謹奏

- (二十三) 『続日本紀』宝龜一一年一〇月癸巳条

- (二十四) 『続日本紀』天應元年三月乙酉条

- (二十五) 『続日本紀』天應元年四月己丑朔条 (二十五) 『続日本紀』天應元年四月己丑朔条

- 四月己丑朔条

引用・参考文献

- 赤司善彦 二〇一四「古代山城の倉庫群の形成について——大野城を中心にして——」『東五十嵐基善 アジア古文化論叢』二、中国書店
城と古代社会』第四号 熊本教育委員会
石母田正 一九七一『日本の古代国家』岩波書店
板楠和子 二〇一二「肥後国」と『鞠智城』『鞠智城跡』熊本県文化財調査報告二七六
大高広和 二〇一三「八世紀西海道における対外防衛政策のあり方と朝鮮式山城

城』『鞠智城と古代社会』第一号 熊本県教育委員会

岡山県教育委員会 二〇〇六 『国指定史跡 鬼城山』岡山県埋蔵文化財発掘調査報告二〇三

査報告二〇三

熊本県教育委員会 二〇一二『鞠智城跡II』熊本県文化財調査報告二七六

小嶋 篤 二〇一一「大宰府の兵器—大宰府史跡藏司地区出土の被熱遺物—」『九州歴史資料館 研究論集』三六

鈴木拓也

二〇一一「文献史料からみた古代山城」『条里制・古代都市研究』二六
礪波 護 二〇一六「均田制と府兵制」『隋唐都城財政史論考』法藏館

奈良文化財研究所 二〇一七『飛鳥・藤原宮発掘調査報告V』藤原京左京六条三

坊の調査 本文編』奈良文化財研究所学報第九四冊

野木雄大 二〇一七「十世紀における国家軍制と鞠智城」『鞠智城と古代社会』
第五号 熊本県教育委員会

橋本 裕 一九七六「大宰府管内の軍団制に関する一考察」『律令軍団制の研究増補版』一九九〇年

林部 均 二〇〇六『飛鳥の宮と藤原京 よみがえる古代王宮』吉川弘文館

松川博一 二〇一二「大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心にして—」

『九州歴史資料館 研究論集』三七

二〇一八「律令制下の大宰府と古代山城」『九州歴史資料館 研究論集』四三

松本政春 一九八六「郡司の軍事指導とその基盤」『律令兵制史の研究』清文堂出版 二〇〇一年

二〇〇三「藤原仲麻呂の乱と兵庫」『奈良時代軍事制度の研究』塙書房

向井一雄 二〇一七『よみがえる古代山城 国際戦争と防衛ライン』吉川弘文館
吉永匡史 二〇〇七「律令軍団制の成立と構造」『律令国家の軍事構造』同成社
二〇一六年